



三浦法律事務所

Miura & Partners

三浦法律事務所 香港オフィス開設のお知らせ

2025年4月1日

三浦法律事務所は、2025年夏頃を目処に**香港**に拠点を開設いたします。

香港オフィスについて

香港はアジア全域へのビジネスハブの一つであり、日本から中華圏における投資のみならず、中華圏から日本に対する投資においても重要な地域です。

香港オフィスの開設により、日本と中華圏双方のインバウンド案件・アウトバウンド案件におけるリーガルサポートを提供する体制を構築いたします。

名称：三浦法律事務所 香港オフィス

業務開始日：2025年夏頃（予定）

所属弁護士等：投資ファンドやクロスボーダー取引、紛争解決等の分野に強みを持ち、香港において長年の経験を有する塩川 純子弁護士と、中国プラクティスの中核を担う湯浅 紀佳弁護士が所属いたします。

三浦法律事務所について

三浦法律事務所は、「これまでにない新たなプロフェッショナルファームを作る」ことを志した弁護士が結集して2019年1月に開設されました。この志に共感した弁護士が設立後も後を絶たず、設立から7年目となる現在、100名以上の弁護士が所属しています。

私たちが目指すのは、単なる「クライアントへのリーガルサービスの提供」ではありません。“Full Coverage & Top Qualityの実現”を軸に、企業の意思決定プロセスを熟知した法律事務所としてクライアントの目的に応じた最適なリーガルサービスを提供します。当事務所は、今後も拠点開設や個別の目標に合わせたプロジェクトを立ち上げることによって、より幅広い地域、分野においてフルカバレッジ&トップクオリティのサービスを提供してまいります。

本件に関するお問い合わせ

三浦法律事務所 広報担当

E-mail：gr_pr@miura-partners.com TEL：03-6270-3555（広報直通）

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
www.miura-partners.com